

ウェッジ自治会会則(規約)

(名称)

第一条

本会は、ウェッジ自治会と称する。(以下「本会」という。)

(目的)

第二条

本会は、町民相互の親睦と福祉増進につとめ、住みよい町づくりを目指すと共に、市政に協力することを目的とする。

(事務所)

第三条

本会の事務所は、自治会長宅に置く。

(会員)

第四条

本会は〇〇丁目に居住する会員(世帯単位)で組織する。

(事業)

第五条

本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 一、町内の広報に関する事。
- 一、町内の環境衛生に関する事。
- 一、町内の防火・防災及び災害に関する事。
- 一、町内の福祉増進に関する事。
- 一、その他、町振興のために必要な事項。

(役員)

第六条

本会に下記の役員を置く。

- 一、会長
- 二、副会長 二名
- 三、総務 若干名
- 四、事務(会長兼)
- 五、会計(総務兼)
- 六、監査 二名

(役員の仕事)

第七条

役員の仕事は下記のとおりとする。

- 一、会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 二、副会長は会長を補佐し、必要などときにはこれを代理する。
- 三、監査は会計事務を監査する。

(役員を選出)

第八条

役員を選出は次による。

- 一、会長は役員のおすすめにより、総会で決定する。
- 二、副会長、会計及び監査は総会の承認を得て会長が委嘱する。

(細則の委任)

第九条

この会則に定めるものの外、本会の運営に必要な事項は細則で定める。